

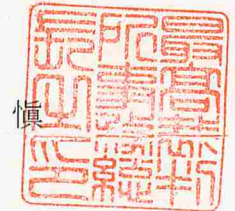
最高裁秘書第2175号

令和2年10月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

早期退職した裁判官のうち、何人が公証人に就いていることが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年8月21日付け（同月23日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第11号